

第 2 實施責任

第2章 実施責任

この章で扱う事項

実施責任について

- ・急病で入院した単身者の実施責任 …… 問2-1-6
- ・路上生活者等についての実施責任 …… 問2-7、8
- ・宿舎その他で生活する者の実施責任 …… 問2-9-11
- ・入院中の者の実施責任 …… 問2-12、13
- ・他法による措置等を受けている者の実施責任 …… 問2-14、18、20-29
- ・境界層該当証明の実施者 …… 問2-19
- ・釈放、出所後の要保護者の実施責任 …… 問2-30、31
- ・法第73条による都費負担ケース …… 問2-32

キーワード

【実施責任】

生活保護の決定及び実施の事務を行なう福祉事務所を「実施機関」という。（当該福祉事務所に事務を委任する都道府県知事及び市長等を指している場合もある。）

実施機関が要保護者に対する保護を決定実施する際の責任を「実施責任」という。

保護の実施責任は、概ね次のとおり区分されて定められている。

<居住地保護>

実施機関（福祉事務所）の管轄区域内に居住地を有する要保護者に対する保護（「入院前の居住地のある者」又は「居住地はないがその同一管内に確実な帰来先のある入院患者」に対する保護を含む）

<現在地保護>

居住地がない又は明らかでない要保護者に対して、現在地において行なう保護
ただし、入院と同時に、又は入院を直接の契機として居住地を失った者に対する現在地保護は、入院前の居住地の福祉事務所が実施責任を持ち、費用負担は法第73条を適用する。なお、法第19条3項の取扱いを適用される施設（法第30条委託保護、法第34条の2の第2項介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への委託保護）に入所中の者で、入所前の居住地の福祉事務所が実施責任を持つ場合は、法第73条の適用はないことに留意する。

<施設収容保護等の特例>

生活扶助を行なうために他管内の救護施設・更生施設に要保護者を入所（委託保護）させた場合、老人福祉法に基づく措置によって養護老人ホーム（特別養護老人ホームを含む）に入所した者が入所中に要保護となった場合、介護扶助を行なうために他管内の介護老人福祉施設（特別養護法人ホーム）に入所させた場合には、それぞれ実施責任についての特例がある。

<急迫保護>

他管内に居住地があることが明らかであっても、要保護者が急迫した状況にある場合には、急迫した事由が止むまでの間は、当該要保護者の現在地で保護を行なう。

(問2-1) 急病で入院した単身者の実施責任(1)

居住地のない単身者甲がA区内で発病し、その場所からB区内の乙病院に救急搬送された。しかし、乙病院が満床であったため、救急車はC区内の丙病院に転送した。丙病院入院後、甲から保護の適用について、C区の実施機関に連絡があった。

この場合の保護の実施責任はC区にあるか。

発病(A区) → 乙病院(B区) → 丙病院(C区)
救急搬送 満床のため転送 入院

最初の救護地がA区であることから、A区が実施責任を負う。

居住地のない入院患者については、原則として、その現在地である当該医療機関の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこととなっている。

しかし、この場合は、「①単身者が急病により入院した場合であって、②発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行うことができない事情にあったことが立証され、かつ、③入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった場合は、救護地とする」(局長通知第2-1-(1)ただし書き)に当たるので、A区が保護の実施責任を負うものである。以下は局長通知第2-1-(1)ただし書きの解釈である。

1 単身者が急病により入院した場合であって

急病であれば、外科的疾患であるか、内科的疾患であるかを問わない。

2 発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行うことができない事情にあったことが立証され

この事情とは、急病発生に対する緊急搬送の客観的必要性をいう。救急車、パトロールカー等の公的機関の車によって搬送された場合は、発病地(救護地)及び緊急の事情等が明確となるが、一般の人の手によって搬送された場合には、事実関係について疑義が生じることもある。しかし、発病地(救護地)が明確になり、2の要件を満たすならば、救急車、パトロールカー等の公的機関の車による入院に限られるものではない。

なお、自分で歩いて病院に行き、自ら救護を求めた結果入院となった場合は、病院に行く前のいずれかの時点で、通常、保護の実施機関に対し申請又は連絡を行うことができると考えられることから、この2の要件を欠いていることになる。

3 入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった

救護地(発病地)を所管する保護の実施機関以外の実施機関に対して、申請又は連絡が行われた場合においても、救護地(発病地)を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。

(問2-2) 急病で入院した単身者の実施責任(2)

居住地のない単身者甲がA区内で発病し、その場所からB区内の乙病院に救急搬送された。しかし、乙病院では応急処置しかできなかつたため、より十分な治療のできるC区内の丙病院に、救急隊によって再び搬送された。

C区内の丙病院に入院後、甲から直ちに保護の申請が行われた。

甲には1万円の所持金があり、これをもって乙病院の医療費程度は支払うことが可能な状態である。

乙病院で受けた応急処置の費用は自費で賄うことができるため、保護の適用が問題となるのは丙病院での医療からであると考え、A区には実施責任がないと判断することができるか。

発病(A区) → 乙病院(B区) → 丙病院(C区)
救急搬送 応急処置の後、転送 入院後、保護申請

丙病院に入院となった直後に保護の実施機関に連絡があった以上、そもそもの発病地であるA区が、局長通知第2-1-(1)ただし書きにより保護の実施責任を負うものである。その上で、甲の持っている1万円は、保護の要否及び程度の決定に際して、申請時の所持金として評価されることとなる。

ところで、居住地がない者については、その者の現在地によって保護の実施責任が定められる。そして、その現在地とは、保護を必要とする状態で保護の申請意思が表示されたあるいは実際の救護が開始されたその瞬間に当該要保護者がいた場所として解されるものである。

この現在地保護の考え方から、設問の場合、甲の所持する1万円に着目して、甲が保護を必要とする状態になったのは乙病院での応急処置が終了した時点以降である、と考えることが可能であるかに思われる。そのように考えた場合には、A区には保護の実施責任がないこととなる。

しかし、甲の所持する1万円は、乙病院での医療費部分の支払いが単に可能であったというに過ぎない。急病発生から丙病院入院に至るまでの連続的な経過の後、直ちに保護の申請がなされている以上、甲の保護申請を受け止めるべき保護の実施機関はA区である。その上で、A区は、甲に対して、保護の適用が必要か否かを判断することとなる。

そして、要保護者の所持する金銭が、月を単位とした保護の要否判定を行えば否となるほどの額であったならば、A区の実施機関は申請却下あるいは職権開始の要なしと判断することになる。

(問2-3) 急病で入院した単身者の実施責任(3)

居住地のない単身者甲がA区内で発病し、救急車により、乙病院(B区)に措置入院となった。甲は、数千円程度の所持金があったが、病院の医療ケースワーカーの勧めもあって、入院直後に保護の申請を行った。

この事例について、医療費が他法における公費医療で賄われる場合、入院日用品費分も入院後数日間程度は心配ないとする、甲の保護申請は却下されることになるのか。

更に、数千円の所持金を使い果たした後は、病院所在地であるB区が実施責任を負うことになるか。

発病(A区) → 乙病院(B区)
救急搬送 措置入院、保護申請

甲の保護申請を受けるべき保護の実施機関はA区であり、申請を受けたA区は、要保護性が確認されれば、保護を開始しなければならない。

なぜならば、この保護申請の事例は、局長通知第2-1-(1)ただし書きの場合に当てはまっており、発病地を所管する保護の実施機関が実施責任を負うことになるからである。

A区は、入院時点での保護の要否の判定を行い、甲が、入院患者日用品費の基準額に満たない所持金しかなく、保護の要件を満たしていると判断されるときには、保護を開始することになる。数千円の所持金があるからといって、「発病・入院から、数千円の所持金を消費するであろう数日の間は、要保護状態にない」と、判断することは誤りである。あくまでも、月を単位として要否判定を行わなければならない。

これに対して、入院後しばらくの期間は自分の所持金をもって入院生活を続け、その後に困窮して保護申請に及んだ場合は、事情がまったく異なってくる。この場合は、単なる入院中の者からの保護の申請であるため、保護の実施責任は病院所在地たるB区が負うこととなる。

(問2-4) 急病で入院した単身者の実施責任(4)

居住地のない単身者甲が、A区内で発病し同区内の乙病院に救急搬送された。病院から連絡を受けたA区福祉事務所では直ちに病院を訪問し、甲と面接をした。甲の話から次のことがわかった。

当日の朝、体調が極めて悪かったため、近くのB区福祉事務所に相談に行った。B区福祉事務所では特診券を発行し、丙病院に受診させた。ところが、丙病院では診察と投薬はあったものの、その日限りの治療で終わりとされた。同じ日に甲はA区内に来て、路上を歩いていたところ、倒れてしまい、救急入院するに至った。

この場合、甲に対する保護の実施責任はどうか。

相談 (B区) → 丙病院 (B区) → 路上 (A区) → 乙病院 (A区)
特診券 1日外来医療のみ 発病 救急入院

B区で相談を受けた時点での要保護状態が継続したまま、乙病院に入院となったことが明らか場合には、最初に相談を受けた、B区の実施機関が保護の実施責任を負うべきである。

ところが、設問の場合、丙病院では診察・治療が行われており、その限りでは要保護状態の継続が明らかである、とは言えない。また、B区が、甲の相談に対して、必要なでき得る限りの対応を行っていないとも言えない。

しかし、結果として、その日のうちに具合が悪くなり、救急入院となったため、現実に保護の適用が必要な事態となってしまっている。

このように、最初の相談段階での要保護状態がそのまま継続していたか否かの判断には、困難が伴う事例が少なくない。

したがって、実施機関相互の見解の違いによって、要保護者に対する保護の実施責任の回避を防止するために、次のとおり取扱いを定めることとする。

1 相談時点では、要保護状態にあったか否かが明らかではない場合でも、実際にその日のうちに保護を要する状態となったときは、初めの要保護状態が継続しているものとみなして、最初に相談を受けた保護の実施機関が実施責任を負う。

なお、この取扱いは、都内の実施機関相互においてのみ適用するものである。

2 相談時点での要保護状態の継続の確認が困難な場合で、相談を受けた翌日以降に入院等保護を要する状態となったときは、新たに要保護状態となったものとみなす。

(問2-5) 急病で入院した単身者の実施責任(5)

外国籍(国籍不明を含む)の者の場合の実施責任及び保護の適用について

- 1 外国籍(国籍不明を含む)の者が、A区内で倒れB区内の病院に救急搬送された。病院からの連絡によりA区福祉事務所が調査を行ったところ、C区に外国人登録があることが判明した。
- 2 上記の状態、外国人登録証の所持をしていない国籍不明の者が救急搬送により入院し、病院から連絡があった。この場合の実施責任及び保護の適用はどうか。

- 1 外国人で保護の準用が可能な者の保護の実施責任は、外国人登録地を所管する福祉事務所がこれを負うこととなる。したがって、設問の場合は、原則的にはC区が保護の実施責任を負う。(昭和29年5月8日 社発第382号 厚生省社会援護局長通知)

これは、外国人登録法においては居住地と外国人登録地が一致していなければならない、たとえ現に居住地がないとしても、外国人登録法においては居住地があるものとみなされるからである。つまり、生活保護実施上の実施責任の考え方よりも、外国人登録法上の居住地の考え方が優先されるのである。

ただし、問12-1のとおり、当該外国人の外国人登録地に居住の場がなく、外国人登録を入院先の病院に移すことが保護の開始時に確実な場合には、病院所在地を所管する福祉事務所が実施責任を負っても差し支えない。いずれにしても、病院所在地及び外国人登録地を所管する双方の福祉事務所が十分に協議した上で、実施責任を決定することが肝要である。

なお、入院先の病院に外国人登録を行うこと自体は「単身者が原居住地を引き払って入院し、その医療施設の所在地に居住地変更登録をしたい旨の申請をしたときは、これを受理して差し支えない」(昭和32年12月28日 法務省管登合第789号 法務省入国管理局登録課長通知)とされているので、問題がない。

- 2 次に、外国人登録証の所持もなく(つまり居住地がないと思われる)、国籍も不明である外国人が救急入院した場合の保護の適用についてである。

生活保護の準用が可能な外国人は、問12-1のとおりであり、明らかに保護の準用要件を欠く外国人であると認定される場合には、保護の準用は難しい。在留資格及び居住関係が明らかでない外国人として、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」による救護を検討することとなる。この場合の救護者は、救急隊が収容した地点、すなわち救護地を所管する区市町村長である。(問5-4参照)

(問2-6) 退院日に再び要保護となった場合の実施責任

居住地のない単身入院患者が、退院し、以後自活可能であるとの意思表示があったため、保護を廃止することとした。ところが、その日のうちに、他管内で具合が悪くなり、そこから救急車で病院に運ばれ、入院することとなった。

この場合の保護の実施責任はどうか。

保護を廃止する際には、保護を要しなくなった状態を確認した上で、決定することが必要である。設問では、本人が自活するという意思表示を行っており、福祉事務所の判断は本人の自立の意思を尊重したものであり、その限りで、廃止の処理に問題はない。

しかしながら、保護廃止となった者が、結果として、その日のうちに再び保護を要する状態となってしまっている。

この場合、要保護状態がいったん消滅しているとも考えられるし、そうではなく、要保護状態が実は継続しており、福祉事務所の判断が的確ではなかったとも考えられる。

現実問題として、退院後、行方不明になったような場合等、退院後の要保護状態の確認が困難な事例も少なくない。

したがって、退院直後で、要保護状態の継続が確認できれば、従前の保護の実施機関が実施責任を負うという原則を踏まえた上で、また、こうした場合の要保護状態の継続の確認には困難が伴うことが多いという実態に対処するために、以下のとおりの取扱いとする。

- 1 要保護状態の継続の確認が困難な場合であっても、退院日に再度入院した場合は、従前の実施機関が保護の実施責任を負う。
- 2 退院日の翌日以降に再び入院となったときには、原則として、退院後に新たに要保護状態になったとみなしその時点における保護の実施機関が実施責任を負う。(平成11年6月ブロック会議)

ただし、従前の実施機関は、被保護者が退院した時点で、退院後も保護を必要とするかどうか慎重に判断しなければならない。

なお、この取扱いは、都内の実施機関相互においてのみ、適用するものである。

(問2-7) 路上生活者が交通事故で入院した場合の実施責任

居住地のない単身者がA区内で交通事故に遭い、B区内の病院に救急搬送されたが、医療費、生活費が自動車損害賠償責任保険(強制)により支払われることになっている。このような場合、保護の実施責任はどうか。

交通事故による入院の場合、自動車損害賠償法により医療費等がまかなわれ、ただちに保護を要するとは言えない場合が多い。したがって病院所在地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。

しかし、保険金の範囲を超える医療費を要し、その月のうちに要保護状態になることも想定される。そのような場合には、要保護状態が事故発生時点と考えられ、救急搬送した所、つまり事故発生地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。

入院の時点から日用品費等の扶助費を計上し支給を要する場合は、入院日を開始日とし、医療費は自賠責の適用を優先させる。(自賠責センター連絡先は参考資料3参照のこと)

(問2-8) 路上生活者が同日に複数の医療機関に受診した場合の取扱い

居住地のない単身者甲は、A区内の乙診療所に自分で行き外来受診した。その治療費は支払い能力がないということで未払いであった。

ところが、甲は、同じ日にB区内で発病しC区内の丙病院に救急車で搬送され、送院通知が発行された。

この場合の保護の実施責任は、どうなるか。

乙診療所 (A区) → 路上 (B区) → 丙病院 (C区)
外来医療のみ 発病 (救護地) 救急入院

この事例の場合、丙病院の治療費及びこの日からの日用品費に困窮しているため、保護を適用しなければならないが、A区、B区、C区のいずれの福祉事務所が実施責任を負うかという問題である。

結論から言えば、B区である。

乙診療所に受診した段階で、甲は保護の申請を行おうとすればできたにもかかわらず、結果的にそれを行っていない。たとえ、同日に救急搬送により入院したとしても、要保護状態を、乙診療所受診の段階まで遡ることは無理があり、公的機関により救護されたことが確定できるB区が丙病院に入院した時点から保護をすることになる。

後に、乙診療所から、医療費を受領できなかった旨、A区福祉事務所に連絡があったとしても、A区が乙診療所分の医療費について生活保護を適用するかどうか判断すべき問題である。

このことについては、乙診療所での外来受診が救急搬送である場合も同様である。

(問2-9) 従業員宿舎から入院した者の実施責任

A区の建設会社の従業員宿舎に居住していた甲が、工事現場で負傷し、B区の病院に入院した。本人は、宿舎の一室を他の従業員と共同で使用し、起居してきたが、身の回りの日用品を除いて、家財道具等は保有していない。病状が軽快し、この度、退院することとなったが、入院後解雇されてしまっているため、A区の宿舎に戻ることはできない。

このような状態にある者から、入院後に保護の申請がなされたが、この場合の保護の実施責任は、どこにあるか。

甲が入院前に居住していた従業員宿舎が起居・生活の場であった以上、入院以前においては、当該従業員宿舎は甲の居住地であったと考えられる。

しかし、保護申請の時点では本人の家財道具も保管されておらず、解雇されそこに戻ることができないことから、甲は居住地を失ったと判断される。

したがって、甲は居住地のない単身入院患者ということになり、甲に対する保護の実施責任は以下のとおり定められる。

甲が従業員宿舎という居住地を入院後3か月を経過してから失った後申請したときは、病院所在地であるB区の保護の実施機関が、現所在地保護を行うこととなる。

これに対し、入院と同時に居住地を失ったか、又は、入院後3か月以内に入院を原因として居住地を失った場合には、入院後3か月を経過した後の保護申請でない限り、入院前の居住地であるA区の保護の実施機関が、現所在地保護の例により実施責任を負うこととなる。

いずれにしても、このような場合には、会社との雇用関係や復職の可能性等を十分に調査・把握の上、居住地の有無、居住地を失った時期及び入院との因果関係等を判断し、実施責任を定める必要がある。

局長通知第2-1-(2)

局長通知第2-1-(3)

(問2-10) 飯場に長期間滞在する者の実施責任

飯場に長期間滞在する単身者が、工事現場で倒れ、入院した。本人は飯場の一室を与えられており、そこに家財等が保管されている。飯場は工事が終了するまでの間の仮設の宿舎であることから、原則として、居住地とは認定されないことになっているが、この場合は例外的に飯場を居住地として認定してよいか。

飯場を例外的に居住地として認定する場合、住み込んでいる期間、就労状態の安定性等を考慮して個々に判断することになる。期間については、3か月以上同一の飯場に住んでいるかどうかが目安となる。また、家財道具の保管状況、飯場の利用形態等についても、判断の参考とすることが必要である。

設問の場合、当該飯場が居住地と認定されれば、保護の実施責任は病院所在地ではなく、飯場の所在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。

飯場にいる単身者が要保護状態になった場合の実施責任について、幾つかのパターンを示すと、次のようになる。

1 建設現場で倒れ、救急車で建設現場と異なる管内の医療機関に入院

(1) 飯場居住が短期的なもので居住地と認定されない場合 … 救護地 (現在地保護)

(2) 飯場に3か月以上滞在している場合で

① 今後も引き続き飯場に居住できる場合 …… 飯場所在地 (居住地保護)

② 入院と同時に飯場に住めなくなった場合 …… 飯場所在地 (現在地保護)

2 建設現場あるいは飯場で具合が悪くなり歩いて医療機関に入院した場合で

(1) 居住地がない場合 (上記1(1)と同じ) …… 病院所在地 (現在地保護)

(2) 今後も引き続き飯場に住める場合 …… 飯場所在地 (居住地保護)

(3) 3か月以上飯場に滞在していたが入院と同時に飯場に住めなくなった場合
…………… 飯場所在地 (現在地保護)

なお、この取扱いは、東京都内の飯場に滞在する者に限る。

※1(1)と2(1)の違いは、救急搬送を開始した発病地(救護地)で要保護となったか、徒歩による外来受診後に入院して病院で要保護となったかである。ともに安定した居住地がない(工事が終了するまでの間の短期間の仮設宿舎は居住地といえない)という前提であることをふまえ、現在地保護の対象ととらえて、実施責任については住居のない場合と同様に取り扱いして差し支えない。

なお、1(2)①②及び2(2)(3)の場合は、元々安定した居住地があった(仮設宿舎であっても長期間起居・生活する場であれば居住地といえる)という前提なので、取扱いのうえで上記1(1)及び2(1)との違いが生じるものである。

(問2-11) ウィークリーマンションなどに居住する者の取扱い

管内のウィークリーマンションに居住する者から、生活困窮により保護を申請したい旨の相談があった。話を聞くと、派遣社員として上京して就労することになり、4週間の契約でウィークリーマンションを借りて生活していたところ、体調不良で就労できなくなり、仕事を辞めてしばらく療養していたが、所持金も尽きてきて、その後の契約を更新する費用はなく、通院のための費用もないという。このような相談があった場合の保護の実施責任について説明されたい。

短期間の賃貸借を目的とした住居（旅館、宿泊施設は除く）は、安定的な居所とはいえないが、現に居住して生活している場合には、居住地と認定する。ただし、これはあくまでも、居住地保護によるべきか現在地保護によるべきかの判断上の目安である。

設問のような事例については、他に生活の本拠となる居住地がある場合を除いて、実際に生活の場となっているウィークリーマンションの居室を居住地として、当該居住地を所管する実施機関が居住地保護による保護の適用を検討することになる。

なお、ウィークリーマンション（マンスリーマンションほか類似する短期間ごとの賃貸借物件を含む）は、たとえ住宅扶助の基準を超えない物件であっても、転居指導の転居先として新たに居宅設定する場合には、諸経費に扶助の対象とならない費用（会員登録料、退去時のクリーニング費用、保証料、家財のレンタル料など）が含まれることから、転居費用（敷金等）及び住宅扶助費の対象とすることはできないものである。

しかしながら、すでに契約済（保護開始前に費用がすでに支払われている場合に限る）の物件に居住している場合には、契約の残存期間は当該物件に居住しながら、保護の適用をすることを妨げない。ただし、保護開始後に短期契約の更新を繰返すような形での利用を続けることは、居住の安定性に欠けるので、住宅扶助の支給対象としては適当でない。

また、他に生活の本拠となる住居地がある場合には、当該生活の本拠となる住居地を管轄する実施機関が実施責任を持つことになるが、仮に生活の本拠となる元の居住地に戻ることができなくなった場合であっても、当該現在地のウィークリーマンションの居室を転宅先としてあらためて転居指導を行なう形で転居費用（住宅扶助）を支給することは適当ではなく、別のより安定的な居所の確保に努めさせるよう、助言指導することが望ましい。

なお、借地借家法38条にもとづく定期賃貸借契約を締結しアパートに居住する被保護者に対しては、上記の取扱いとは異なり、通常のアパートと同様に転宅費用及び住宅扶助費の対象とすることができる。

但し、定期賃貸借契約の期間が2年ではなくあまりにも短い場合（3ヶ月や半年）は、上記の趣旨からして好ましくないため、2年契約の賃貸借契約にするよう助言指導する必要がある。

参照

平成20年11月ブロック別事務打合せ会議資料 連絡事項

(問2-12) 入院患者の出身世帯の移転、分解

入院患者の出身世帯が移転、分解した場合は、その者の保護の実施責任はどうなるか。また、分解と認定する場合の判断の基準を示されたい。

- 1 入院患者の出身世帯が移転（転居）した場合、保護の実施責任は転出先の実施機関が負うことになる。
- 2 また、入院中に出身世帯が分解した場合は、その入院患者は居住地を失ったのであるから、実施要領上は、病院所在地の実施機関が保護の実施責任を負うことになる。
- 3 次に、出身世帯の変動が分解であるかどうかの基準は、入院患者と出身世帯の世帯員（以下「出身世帯員」という。）との世帯認定がどうなるのかによって、判断することとなる。

つまり、出身世帯に何らかの変動が生じたとしても、当該入院患者と出身世帯員とが引き続き同一世帯と認定される場合には、「出身世帯の分解」とはならず、その出身世帯の居住地が入院患者の居住地となる。

したがって、出身世帯に残された世帯員が1名しかなくその者が他に引き取られた場合や、入院患者と出身世帯員とが夫婦であった場合で二人が離婚することとなった場合等には、入院患者は単身の世帯となることから、出身世帯は分解したと判断することになる。

なお、既に保護を受けている長期入院患者について、出身世帯の分解等により居住地が消滅した場合及び入院後（住宅費削除後）3か月を経過した後に居住地が消滅した場合等においては、本来、保護の実施責任は病院所在地の実施機関に移るものである。

（課長問答 第2の3参照）

しかしながら、従前の居住地及び入院先がともに都内の場合に限って、当分の間、実施責任を病院所在地の実施機関に移すことなく、従前の実施機関が保護の実施責任を負う取扱いとする。

(問2-13) 単身の入院患者の転居

単身の入院患者が病院に入院中に転居をすることは認められるか。

入院中の転居は、退院等のため新たに家屋を確保する以外、認められないものである。なお、退院のために新たにアパート等を借りた場合の実施責任は実際に退院するまでの間は、従前の実施機関である。

また、単身の入院患者から保護の申請があり、その者が住宅扶助基準額を相当に超える家賃の住宅に居住している場合であって、確実に6か月（病状の変化等により6か月を超えて入院することが明らかとなった場合であっても、その時から3か月以内に確実に退院できる見込みがあると認められる場合には、更に3か月）以内に退院が可能な場合は、例外的に、基準限度額以内の家賃の住宅への転居指導が認められる。この場合も退院するまでの間は、従前の実施機関が保護の実施責任を負うものである。

22
20

(問2-14) 感染症予防法の適用を受ける入院患者の実施責任

課長問答第2の4に定められている、感染症予防法の適用を受ける入院患者の実施責任について、東京都の取扱いを示されたい。

感染症予防法に基づく公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けてない被保護者で居住地のない者が転院転所したときは、転院転所先の医療機関所在地の実施機関が日用品費等の支給について実施責任を負うこととされている。(課長問答・第2の4の(1))

しかしながら、都内の実施機関が実施責任を持つ(公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けてない)被保護者については、転院転所先が都内の場合に限って、当分の間、実施責任を当該医療機関所在地の実施機関に移すことなく、従前の実施機関が保護の実施責任を負う取扱いとする。

また、医療扶助により入院していた者で局長通知第2-1-(3)又は2により保護を実施されていた者が、感染症予防法に基づく公費負担を受ける等医療扶助の適用を要しなくなった場合で引き続き生活扶助(入院患者の日用品費)を要するときは、同一医療機関に入院している限り従前の実施機関が保護の実施責任を負うこととされている(課長問答・第2の4の(2))が、この取扱いについては、都内についても同様とする。

都ブロック会議・平成10年6月

(問2-15) 心神喪失者等医療観察法の適用を受ける入院患者の実施責任

心神喪失者等医療観察法の適用により、鑑定入院機関に入院した者の入院日用品費の支給に関して、保護観察所の社会復帰調整官から、保護の適用について検討の依頼があった。

同法による鑑定入院中の者に対する保護の実施責任について説明されたい。

平成17年7月15日に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律」が施行された。この法律は、「精神障害により、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために、必要な観察及び指導を行なうことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、社会復帰を促進すること」を目的としている。

この法律に基づき鑑定入院している患者に対する生活保護の適用にあたっての実施責任は、公費負担により医療扶助を受けていない結核患者と同様とすることとされ、次のとおりである。

この法による鑑定入院の決定から、対象者は、社会復帰調整官が関わる等一定の拘束のもとにある状態で治療を受けるが、これは行刑罰によるものではなく、精神保健福祉法の措置入院と同様の考え方に基づく医療であり、医療費は全額国費負担となるものであるが、日用品費等について生活保護の適用を行なう場合、一般の入院患者と同様、局第2-1に基づいて、居住地または現在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。

なお、居住地のない被保護者が「入院決定」の審判により鑑定入院先から指定入院医療機関へ転院した場合や、その後、医療観察上の理由から別の指定入院医療機関へ転院した場合は、課長問答・第2の4の(i)に該当するため、現在地である転院先の医療機関所在地を所管する保護の実施機関に実施責任が移されることとされている。

しかしながら、都内の実施機関が実施責任を持つ被保護者については、転院先が都内の場合に限り、実施責任を当該医療機関所在地に移すことなく、従前の実施機関が保護の実施責任を負う取扱いとする。

また、居住地がない被保護者が医療観察法による措置解除と同時に転院となる場合は、転院後も医療観察法を適用する医療機関が所在する地域に実施責任が集中することから、特例的な取り扱いとして、局第2の1により転院先の医療機関所在地が実施責任を負うこととなる。

都ブロック会議・平成19年6月

生活と福祉「相談室」・2007年9月号

(問2-16) **精神保健観察に付される者の当該期間の実施責任**

心神喪失等医療観察法の適用により、精神保健観察に付されている被保護者の当該期間の保護の実施責任について説明されたい。

心神喪失等医療観察法では、入院によらない医療を受けさせる対象者及び退院を許可されて入院によらない医療を受けさせる対象者について、精神保健観察に付すことにより、指定通院医療機関での受診状況及び生活状況を見守るとともに、継続的医療を受けさせるために必要な指導等を行なうこととしている（同法第106条）。

この期間についての実施責任は、その対象者の居住地を管轄する実施機関にある。なお、当該期間中の居住地について、対象者には、同法第107条による届出等の遵守事項が課せられていることから、福祉事務所からの転居指導等にあたっては、担当する保護観察所の社会復帰調整官との調整を行なう等の配慮をすべきことに留意すること。

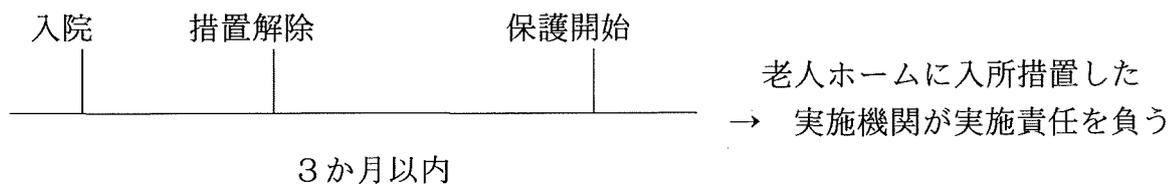
(問2-17) 養護老人ホームから入院した単身者の実施責任

養護老人ホームから入院した居住地のない単身者が、老人福祉法の措置が解除された後の保護の実施責任はどうか。

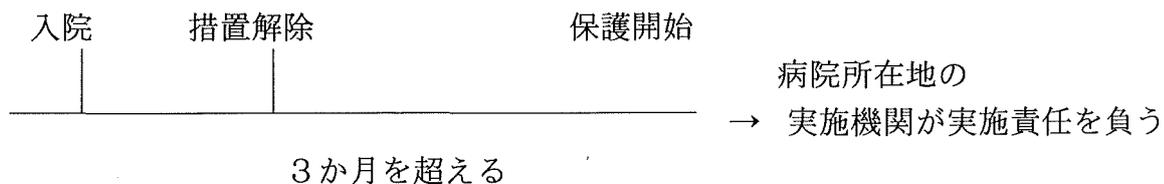
養護老人ホームに入所（措置）している者が病院に入院した場合で当該入所措置解除と同時に保護を開始されるときのその者に対する保護の実施責任は、当該施設入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関にあるものとなっている。（局長通知第2-7）

しかし、入所措置廃止から時間を経て保護を開始される場合は、局長通知第2の7は該当しないこととなる。この場合の実施責任は以下のとおり。

- 1 老人福祉法の入所措置解除後3か月以内に保護が必要となった場合は、老人ホームに入所措置した実施機関が保護の実施責任を負う。



- 2 老人ホームの措置解除後、3か月を経過した後に保護が必要となった場合は、局長通知第2の1本文により、病院所在地の実施機関が保護の実施責任を負う。



いずれの場合も、所在地保護の例により保護を実施することとなる。

なお、出身世帯のある者の場合は、出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が居住地保護の例により保護を実施するものである。

(問2-17-2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(家族等の虐待、痴呆等)
に措置入所中の者の実施責任

養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(家族等の虐待、痴呆等)に老人福祉法による措置入所中の者の実施責任について、示されたい。

居住地がないか又は明らかでない単身の入所者が入所中に保護の申請をする場合、入所前の現在地を所管する実施機関が実施責任を負う。また、入所前に居住地があった単身の入所者が入所中に保護の申請をする場合は、入所前の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。被保護者が入所する場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負う。

(問2-18) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に入所中の者の実施責任

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に入所中の者の実施責任について、示されたい。

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所者の実施責任について

(1) 介護老人福祉施設入所者の実施責任

- ・被保護者が入所する場合 …… 入所前の居住地または現在地を所管する実施機関
- ・入所と同時に開始 …… 入所前の居住地または現在地を所管する実施機関（保護を受けていなかった養護老人ホーム入所者が特別養護老人ホーム入所と同時に保護を開始する場合は、養護老人ホーム入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関）
- ・入所中の者からの申請 …… 施設所在地の実施機関（ただし、同一世帯と認定される出身世帯のある入所者は、出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。）

(2) 旧措置者の実施責任

その者が介護保険法施行日以後引き続き当該特別養護老人ホームに入所している間は、施設入所前の居住地または現在地により保護の実施責任が定められる。したがって、当該施設への入所措置の実施者と同一の保護の実施機関が当該施設入所中保護の実施責任を負うことになる。（介護保険法施行法第56条）

また、出身世帯（保護受給中であるか否かを問わない。）が、他区・市に転出した場合も、旧措置者に対する保護の実施責任は、従前の実施機関が負う。つまり、出身世帯と入所者を、別々の実施機関が保護することとなる。

(3) 居住地のない単身の入所者が入院した場合の実施責任

① 新制度による入所者の場合

- ア ホーム入所中に保護を受けていた者が病院に入院し引き続き保護を受ける場合は、従前の保護の実施機関が実施責任を負う。
- イ ホーム入所中は保護を受けていなかった者が入院と同時にまたは入院後3か月以内に保護を開始されるときその者に対する保護の実施責任は、ホーム所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。
- ウ 入院後3か月を経過して保護の申請があった場合は、病院所在地の保護の実施機関が実施責任を負う。

② 新制度による措置入所者及び旧措置者の場合（問2-17参照）

- ア ホーム入所中に保護を受けていた者は、従前の実施機関が実施責任を負う。
- イ ホーム入所中は保護を受けていなかった者が入院と同時にまたは入院後3か月

以内に保護を開始されるときその者に対する保護の実施責任は、ホーム入所中その者に対して保護の実施責任を負う実施機関が実施責任を負う。

ウ 入院後3か月を経過して保護の申請があった場合は、病院所在地の保護の実施機関が実施責任を負う。

注：「ホーム入所中その者に対して保護の実施責任を負う実施機関」とは、保護申請があった時点で上記(2)及び(3)により判断する。

(4) 出身世帯がある等他に居住地のある入所者が入院した場合の実施責任

出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が居住地保護の例により実施する。

(5) 外国人の実施責任

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に入所中の外国人に対して保護の準用を行う場合、原則どおり外国人登録地を管轄する実施機関が実施責任を負う。

2 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設入所者の実施責任について

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に入所・入院している者の保護の実施責任は、局長通知第2に定められた一般的な入院患者の実施責任と全く同様である。

3 介護保険の保険者について

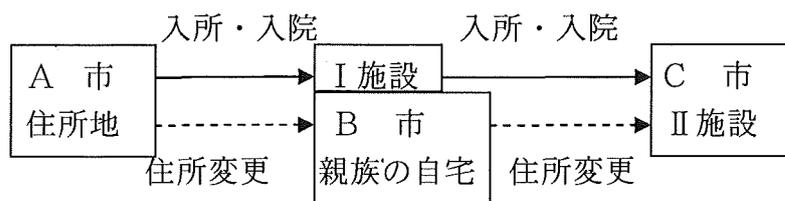
介護保険の保険者は、住所地特例により入所前の住所地の区市町村となる。

「住所地特例」とは、介護保険施設に入所するために住所を変更した場合、元の住所のあった区市町村に届け出て、その区市町村の介護保険の被保険者となることをいう。

	入所前住所地	現入所施設	保険者
居宅から入所した場合	A市 住所地	B市 I施設	A市
	入所・入院 住所変更		
2以上の施設すべてに順次住所を移している人	A市 住所地	B市 I施設	A市
	入所・入院 住所変更		
		C市 II施設	
	入所・入院 住所変更		

そ

2以上の施設に
継続して入所し
ているが、途中
の施設に住所を
移していないこ
とがある



B市

(問 2 - 19) 「境界層該当証明」(介護保険)の実施者

「境界層該当者」に係る証明については、保護申請に対する却下という形で行うが、保護の実施機関と異なる保険者の被保険者の境界層該当証明は、どこで行うこととなるか。

要保護者がどこの介護保険の被保険者であるかに関わらず、保護の申請を受け、証明するのは、その者の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関である。

(問2-19-2) 「境界層該当証明」(障害者自立支援法)の実施者

障害者自立支援法の施行後、「境界層該当者」に係る証明については、生活保護法を実施する自治体が行うか自立支援法を実施する自治体が行うこととなるか。

要保護者がどこの障害者施設に入所しているにも関わらず、生活保護の申請を却下することによって証明書を発行するものであるので、境界層該当証明については、生活保護制度上の実施責任を負う実施機関が行うことになるものである。

(問2-20) 東京都女性相談センター（一時保護所）の実施責任

東京都女性相談センター（一時保護所）入所者の実施責任はどうか。

入所者が医療を必要としている場合、一般的には本施設において費用補てんがなされないため、生活保護法上の保護の要件に該当する者は医療扶助の適用について、「老人福祉法の施行に伴う留意事項等について」（昭和38年8月1日社発第525号厚生省社会局長通知）を準用して差し支えない。

これに伴う生活保護による保護の実施責任は、下記により定める。

なお、東京都女性相談センターの事業委託を受けて一時保護を行う民間施設においても同様の取扱いを行うので、留意されたい。

1 居住地のある被保護者（入所と同時に保護を開始される者を含む。）については、居住地を所管する実施機関が保護の実施責任を負う。

ただし、入所と同時に保護を開始される者の居住地の認定に当たっては、入所者の置かれた状況を十分に勘案した上で判断することとし、最初に相談を受けた保護の実施機関が、実施責任を負うことが適当な場合には、2による。

2 居住地がないか又は明らかでない被保護者（入所と同時に保護を開始される者を含む。）については、当初一時保護所へ入所援護を図った実施機関が、保護の実施責任を負う。なお、実施機関を経由せずに一時保護所に入所した場合は、下記により保護の実施責任を負う。

(1) 一時保護所に自ら直接保護を求め入所した場合は、一時保護所所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。

(2) 警察に保護を求めた結果、警察官の送致により入所した場合は、警察所在地の保護の実施機関が実施責任を負う。

(3) 東京ウィメンズプラザ（配偶者暴力相談支援センター）へDV法による一時保護を求めた結果一時保護所に入所した場合において、入所後、経済的困窮によって併せて生活保護の適用を求めるに至ったときは、当該一時保護所所在地の保護の実施機関が現在地保護により保護の実施責任を負う。ただし、入所時に医療扶助の適用が必要として、東京ウィメンズプラザ（配偶者暴力相談支援センター）から東京ウィメンズプラザ所在地を管轄する実施機関へ連絡があった場合は、連絡を受けた当該実施機関が保護の実施責任を負う。

なお、一時保護所入所の前から保護を受けている者について、保護の実施機関と入所援護を図った実施機関等が異なる場合においては、従前の保護の実施機関が従前どおり

保護の実施責任を負う。

- 3 一時保護所入所中に要保護状態となった場合は、上記1又は2に準じて保護の実施責任を定める。
- 4 一時保護所退所日に要保護となった場合は、上記1又は2に準じて保護の実施責任を定める。
- 5 一時保護所退所後、病院又は収容施設等に入院（所）し引き続き生活保護法上の保護を要する場合は、従前の実施機関が保護の実施責任を負う。
- 6 一時保護所退所後、母子生活支援施設、宿泊所及び宿所提供施設等もっぱら住居を提供する、いわゆる居宅的施設に入所する場合は、一般居宅と同様、これらの施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負うこととなる。一時保護所退所後、婦人保護施設に入所する場合も同様の取扱いとなる。

ただし、この場合（退所先が一般居宅の場合も含む。）、一時保護所退所の時点で保護の実施責任を負う実施機関が、移管先の実施機関と協議の上、原則として、退所日の属する月の末日まで保護の実施責任を負うこととし、翌月初日をもって、新たな保護の実施機関に実施責任を引き継ぐ。これを基本とするが、一時保護所に入所させた実施機関が、処遇上の理由により、この移管をさらに1か月先にすることは可能である。この延長については、あくまでも移管元の実施機関が判断するものであり、移管先の実施機関が移管時期の延長を求めてはならない。

(問2-21) **高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による居室確保の措置を受けた者の実施責任**

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による居室確保の措置により入居（入所）した一時的居室で生活する高齢者から保護の申請があった場合の実施責任はどうか。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第2項において、(区)市町村は、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めた高齢者を老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項（老人居宅生活支援事業の供与）若しくは第11条第1項（老人ホームへの入所等）による措置を講じることとされている。

養護者による高齢者虐待を受け、老人福祉法第10条の4第1項第3号（老人短期入所施設等への短期間入所による養護）、第11条第1項第1号（養護老人ホームへの入所）、第2号（やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所）又は第3号（養護受託者への委託）規定による措置がとられた高齢者から保護申請があった場合の実施責任は、下記により定める。

- 1 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに老人福祉法の措置により入所した者
入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負う。

(問2-17-2参照)

- 2 老人短期入所施設等に入所している者

- (1) 居住地のある者

居住地を所管する実施機関が保護の実施責任を負う。

- (2) 居住地がないか又は明らかでない者

老人短期入所施設等へ入所援護を図った実施機関が保護の実施責任を負う。

参照 問2-17-2、問8-26

(問2-22) 特別区人事・厚生事務組合の行う緊急一時保護対象者等の実施責任

特別区人事・厚生事務組合が行う緊急一時保護により、宿所提供施設等に入所している世帯の実施責任はどうか。

また、更生施設利用者等自立促進事業により入所している者に対する保護の実施責任はどうか。

特別区人事・厚生事務組合では、福祉事務所の窓口相談のあった生活、住宅困窮者のうち、緊急避難的な対応を要するが、そのための居所を直ちに確保することが難しい状況にある者に対して、緊急一時保護を実施している（男子単身者を除く）。期間は、概ね3か月以内（女性単身者の場合で更生施設入所者の場合は概ね1か月以内）となっている。受け入れ施設としては、更生施設けやき荘（女性単身者）、宿所提供施設塩崎荘・小豆沢荘・西新井栄荘・淀橋荘・各宿泊所である。この緊急一時保護は、利用期限終了後は、居宅生活に戻ることが原則となっている。

したがって、生活保護の適用が必要な場合には、緊急一時保護を依頼した福祉事務所が一時保護の継続中、生活保護の実施責任を負うものである。社会福祉法人が経営する宿所提供施設「ふじみ」（母子世帯）及び更生施設「ふじみ」（女性単身者）の緊急一時保護も同様の扱いである。

なお、被保護者が災害等により一時的に寄宿する場合には、従前の保護の実施機関が引き続き実施責任を負うものである。

また、更生施設退所者等が「更生施設利用者等自立促進事業」により宿泊所に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、更生施設入所中における保護の実施機関にあるものとする。

(問2-23) 宿所提供施設又は母子生活支援施設入所者の実施責任

宿所提供施設または母子生活支援施設入所者の実施責任について、示されたい。

宿所提供施設又は母子生活支援施設については、施設所在地の保護の実施機関が実施責任を負うこととされている。これは、その施設に居住する各世帯が居住の場所を提供され個々に独立して日常生活を営んでいるものであって、居住の安定性及び継続性が予想されるため、当該施設が居住地と認定されることによる。

また、保護に要した費用については、法第73条第2項により、都が4分の1を負担することになる。ただし、「これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者」については、都費負担とはならない。この場合、「施設を利用する」とは保護の決定によってその施設を利用することをいうものであるため、保護の開始前に既に施設を利用していた者については、法第73条第2項の適用はなく、区・市費負担ケースとなるものである。

なお、(問2-18)の緊急一時保護により宿所提供施設に入所している世帯については、緊急一時保護の継続中は従前の保護の実施機関が引き続き実施責任を負うものである。

参照 問2-22

(問2-24) 緊急一時保護センター及び自立支援センター入所中の者の実施責任

緊急一時保護センター入所中の者から、医療扶助の申請があった。
この場合、保護の実施責任はどうか。

緊急一時保護センター及び自立支援センターの利用は、福祉事務所長の利用承諾により入所させるものであり、入所期間中に医療扶助の必要がある場合は、利用承諾を行った福祉事務所が保護の実施責任を負う。

要否判定については、問8-22を参照のこと。

平成12年10月31日付保護課長通知12福生保第865号

(問2-25) ホームレス地域生活移行支援事業による借り上げ住居入居者の実施責任

ホームレス地域生活移行支援事業により、甲区の公園にいた乙は丙区にアパートを確保したが、疾病のため就労できず生活困窮し、保護が必要となった。

この場合、保護の実施責任はどうか。

ホームレス地域生活移行支援事業により、確保されたアパートは通常の居住地と変わるところはなく、居住地保護の例として取り扱う。つまり、居住地保護の実施責任は、要保護者の居住地によって定められる。

したがって、丙区の福祉事務所が実施責任を負う。

また、アパート確保の前段階として、公園等から宿泊所等に数日間入所してアパート入居を待つことになるが、その期間中に疾病等のため保護が必要となった場合は宿泊所等の所在地の福祉事務所が実施責任を負う（現在地保護の例による）。

法第19条第1項1

※平成18年度から実施される巡回相談事業の具体的内容が確定した後、必要な補足を行う。

(問2-26) アルコール・薬物依存症者等を対象とした施設

アルコール・薬物依存症者等を対象とした施設等実施要領に定めがない施設等の入所者の保護の実施責任について、示されたい。

MAC、すずらんハウス、ダルク等は、「特定の便宜のために施設を利用しており、一定の期限の到来とともに従前の場所に復帰していく性格」の施設である。したがって、その施設は居住地ではなく、出身世帯があれば出身世帯の居住地を当該施設利用者の居住地として認定することになる。

これに対して、他に居住地のない単身者がこれらの施設に入所した場合は、実施要領の考え方からは、入所者の身柄がある場所、即ち施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負うこととなるが、施設所在地に実施責任が集中することを避ける意味から、以下の取扱いとする。

1 単身の被保護者（入所と同時に保護を開始されるものを含む。）がこれらの施設に入所した場合は、当該施設入所中の保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定める（局長通知・第2の4の規定を準用する）。したがって、保護に要した費用負担も入所前の状態により定める。

具体的には、以下のとおりとなる。

- (1) 既に保護を受けている単身者がこれらの施設に入所した場合は、従前の保護の実施機関が従前どおり実施責任を負う。
- (2) 入所と同時に保護を開始される単身者で、入所前に居住地のあった者については、入所前の居住地を所管する保護の実施機関が居住地保護の例により実施責任を負う。
- (3) 入所と同時に保護を開始される単身者で、入所前の居住地がないか又は明らかでない者については、現在地（保護を受けることとなった時点における当該要保護者が所在していた場所）を所管する保護の実施機関が現在地保護の例により実施責任を負う。

2 居住地がないか又は明らかでない単身の入居者が、入所中に保護を要する状態になった場合は、施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は都費負担となる。

3 出身世帯のある入所者は、出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は、区（市）負担となる。

参考

- ・ MAC
アルコール依存症者が、社会復帰していくための民間施設
- ・ すずらんハウス
薬物依存症者（女性対象）が、社会復帰していくための民間施設
- ・ ダルク
薬物依存症者が、社会復帰していくための施設

22
二
20

(問2-26-2) 障害者支援施設入所者等の実施責任

障害者支援施設入所者及び共同生活介護を行う住居に入居している者等の実施責任について、示されたい。

障害者自立支援法の施行に伴い法第84条の3の規定が改正され、平成18年10月1日以降に下記の施設又は住居に入所又は入居していた者が、平成18年10月1日以降に保護の申請を行った場合の実施責任について特例的な取扱いとなった。

障害者支援施設入所者（障害者自立支援法附則の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設に入所している者を含む。）、のぞみの園入所者及び共同生活介護を行う住居入居者に対する実施責任については、以下の取扱いとなる。

1 被保護者が入所又は入居した場合の実施責任について

被保護者がこれらの施設に入所し、又は住居に入居した場合は、その者の入所又は入居期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり実施責任を負う。（局長通知第2の9）

2 保護を受けていない者から入所又は入居中に保護の申請があった場合の実施責任について

(1) 平成18年9月30日以前からの入所又は入居者

- ① 居住地がないか又は明らかでない単身の入所者が、入所中に保護の申請を行った場合は、施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は都費負担となる。ただし、旧法身体障害者療護施設入所者の実施責任については、2の(2)の①のア又はイにより取扱う。

また、共同生活介護を行う住居入居者（主に知的障害者・精神障害者グループホーム）が、入居中に保護の申請を行った場合の実施責任については、入居時期により判断する。例えば、平成18年9月30日以前のグループホーム入居者の場合は、グループホーム所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は区（市）費負担となる。ただし、平成18年4月1日から9月30日の間に、当該住居で共同生活援助を行っていた場合は、入居前の居住地又は現在地を所管する実施機関が実施責任を負う。（問2-28-2参照）

- ② 同一世帯と認定される出身世帯のある入所者は、出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は、区（市）負担となる。

(2) 平成18年10月1日以降における入所又は入居者

22
—
20

① 単身の入所又は入居者の実施責任は、入所又は入居前の居住地又は現在地により定める（法第84条の3）。したがって、保護に要した費用負担も入所前の状態により定める。

具体的には、以下のとおりとなる。

ア 入所又は入居前に居住地のあった単身の入所又は入居者が、入所又は入居中に保護の申請を行った場合は（入所又は入居と同時に保護を開始されるものを含む）、その者がこれらの施設又は住居に引き続き入所又は入居している間は、入所又は入居前の居住地を所管する保護の実施機関が居住地保護の例により実施責任を負う。

イ 居住地がないか又は明らかでない単身の入所又は入居者が、入所又は入居中に保護の申請を行った場合は（入所又は入居と同時に保護を開始されるものを含む）、その者がこれらの施設又は住居に引き続き入所又は入居している間は、入所又は入居前の現在地を所管する保護の実施機関が現在地保護の例により実施責任を負う。

ウ 平成18年10月1日以降、これらの施設又は住居に入所・入居したのち、別の施設又は住居に転所・転居した時点において保護申請した場合は、これらの施設に引き続き入所していると考えられることから、当初の施設又は住居に入所・入居する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。

例： A市に居住地があった甲について

平成19年4月 B区障害者支援施設へ入所

平成20年3月 C市の共同生活介護を行う住居へ入居、保護申請

→B区障害者支援施設入所前の居住地を所管するA市が居住地保護の例により実施責任を負う。

※ 問2-28-2の場合も同様。

なお、当該者が入所又は入居前に属していた世帯が移転した場合であっても、その世帯が従前居住していた地に居住地があるものと認定するため、従前の実施機関が引き続き実施責任を負うことになる。

障害者自立支援法附則第80条及び81条

平成18年4月1日付事務連絡

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正についてにおける改正内容の訂正等について」

平成18年9月29日付社援発第0929017号

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について」

※「旧法身体障害者療護施設」とは、障害者自立支援法附則の規定によりなお従前の例により運営することができることされた旧法身体障害者療護施設をいう。

(問2-26-3) 児童福祉法の措置から障害者支援施設に入所した場合の実施責任

A区に住んでいた児童が、虐待により児童相談所の措置でB区内の児童養護施設に入所した。18歳になったが親は児童を引き取る意思がなく、児童養護施設退所後はC区の障害者自立支援法第5条12項による障害者支援施設に入所した。

入所後保護を申請する場合、実施責任はどこか。

平成18年4月1日以後に障害者支援施設に入所した者の実施責任は、問2-26-3のとおり当該施設入所又は入居前の居住地又は現在地により定める（法第84条の3）こととされているが、質問のように入所又は入居前に児童福祉法により措置されていた場合の実施責任は、以下のとおりとする。

児童養護施設は児童福祉法の措置により保護を要せず、実施要領上実施責任の定めがないものであるが、局第2-10、課長問答第2の8による児童福祉施設に入所している者に対する保護の実施責任と同様に考え、入所措置する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものとする。

よって本事例の場合、同一世帯員の有無に関わらず児童養護施設入所前の居住地まで遡るため、A区が実施責任を負う。また、児童と出身世帯員との生計関係が途絶え、帰来の見込みもないと認定できるため、別世帯と認定し、単身者として保護を適用する。

<出身世帯が転居した場合の取り扱い>

同一世帯として認定すべき世帯員がいる場合（例えば精神疾患により子育てが困難なために児童養護施設に措置されているが関係性は継続しており出身世帯であると認められる等）も同様に実施責任は遡るが、法第84条の3は、法第19条3項の規定が用いられることから、出身世帯が移転してもその者が従前居住していた地に居住地があるものと認定する。この場合、同一世帯に対し2つの実施機関が保護を行う（実施機関の分散）こととなる。その場合、以下のように取り扱う。

- ① 障害者支援施設入所者と出身世帯とがともに保護を要する場合は、世帯が同一か否かにかかわらず、それぞれ別個に保護を適用する。
- ② 障害者支援施設入所者と出身世帯のどちらか一方が保護を要する場合は、保護を要する世帯の実施責任を負う実施機関だけが、保護を行う。この場合、あくまで同一世帯として認定しているものであるため保護を要しない者の収入のうち、必要経費とその者の最低生活費の合計額を上回る部分を、収入として認定すべきである。

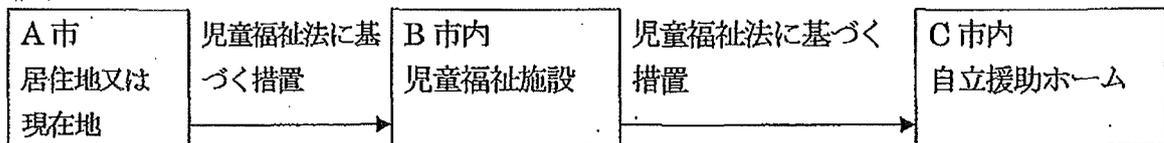
また、同一世帯として認定した上で局第1-2-(8)分離をすることが可能であるが両者の実施機関が異なる場合、実施機関同士の密接な連絡を行うこと。

(問2-26-4) 自立援助ホームの実施責任 (新設)

自立援助ホーム入所者の保護の実施責任について、示されたい。

自立援助ホームについては児童福祉法による措置による入所によるか否かによって取扱いが異なる。すなわち児童福祉施設等から措置により自立援助ホームに入所した場合、一番初めに児童相談所が措置を行った居住地または現在地を所管する福祉事務所が実施責任を負う。なお、措置に拠らず、出身世帯がない場合は現在地保護となる。

(例)



C市内の自立援助ホーム入所と同時に保護申請となった場合、A市福祉事務所が実施責任を負うこととなる。

・ 自立援助ホーム

中学卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設

(問2-27) 旧法精神障害者生活訓練施設(援護寮)及び旧法精神障害者入所授産施設の実施責任

旧法精神障害者生活訓練施設(援護寮)及び旧法精神障害者入所授産施設の実施責任について、示されたい。

旧法精神障害者社会復帰施設のうち、旧法生活訓練施設(援護寮)は、日常生活に適応することができるよう、必要な訓練及び指導を行うことを目的とし、入所期間は最長3年以内とされている。

また、旧法精神障害者入所授産施設は、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるよう、必要な訓練を行うことにより、社会復帰の促進を図ることを目的とし、入所期間は施設において決めることとされている。

このように、両施設とも、生活訓練あるいは職業訓練を行うことにより社会復帰させるまでの間利用する中間施設とされている。

このことから、旧法精神障害者生活訓練施設(援護寮)及び旧法精神障害者入所授産施設の実施責任については、問2-26の自立援助ホームの場合と同様の取扱いとなる。

なお、平成18年10月1日時点で、現に運営している一部の旧法精神障害者社会復帰施設については、経過措置として平成23年度末までの間、従前の形態による運営が可能であるが、新体系へ移行した場合は新たな施設種別による実施責任の取扱いとなる。

これに関連して、平成20年4月より、都内の精神障害者生活訓練施設が障害者自立支援法の自立訓練(生活訓練)宿泊型に転換する事例が出てきている。

自立訓練(生活訓練)宿泊型に居住する者の実施責任の取扱いは、当該施設の入居期間は原則1年以内とされており、地域移行するまでの間利用する中間施設と考えられることから、運用事例集問2-26の自立援助ホームの場合と同様の取扱いとなる(精神障害者生活訓練施設の実施責任と同様)。なお、基準の取り扱いについては問6-5を参照。

※「旧法精神障害者社会復帰施設」とは、障害者自立支援法附則の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神障害者社会復帰施設をいう。

参照

平成20年7月ブロック別事務打合せ会議資料 連絡事項

(問2-28) **精神障害者福祉ホーム及び軽費老人ホームの実施責任**

精神障害者福祉ホーム及び軽費老人ホームの実施責任について、示されたい。

精神障害者福祉ホームは、現に居室を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室等を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、社会復帰及び自立の促進を図ることを目的とする。入所期間は原則2年以内であるが、必要があれば期間を定めず延長することができる。

また、軽費老人ホームは、家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の者に対して、無料又は低額な料金で居室及び食事を提供し、その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする。

このように、両施設とも、居室を提供することを目的としているため、そこが居住地となる性格を有している。

このことから、精神障害者福祉ホーム及び軽費老人ホーム入所者の実施責任は、施設所在地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。

なお、同様の性格を有する施設としては、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等がある。

経過措置 上記の取扱に関わらず、都内の福祉事務所が実施責任を負い、平成13年3月31日以前から引き続き都内の精神障害者福祉ホームに入所している場合、実施責任は当面、従前の実施機関が負うものとする。

課長問答 第2の7

そ

(問2-28-2) 障害者自立支援法に規定する共同生活援助を行う住居(グループホーム)に入居する者に対する実施責任

障害者自立支援法に規定する共同生活援助を行う住居(グループホーム)に入居する者に対する実施責任について示されたい。

法第84条の3の規定は、平成18年4月1日以降に共同生活援助を行う住居(グループホーム)に入居する者についてのみ適用されるものであることから、平成18年3月31日以前に既に入居していた者が、平成18年4月1日以降に保護申請した場合については、従前どおり当該住居を居住地として、この居住地を所管する実施機関が実施責任を負う。

また、平成18年4月1日以降に共同生活援助を行う住居(グループホーム)に入居した者が、平成18年4月1日以降に保護申請した場合については、法第84条の3の規定により入居前の居住地又は現在地を所管する実施機関が実施責任を負う。

なお、被保護者がこれらの住居に入居した場合は、その者の入居期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり実施責任を負う。(局長通知第2の9)

平成18年4月1日以降に保護を受給している夫婦の一方が他管内のグループホームに入所した場合は別世帯となるが、入居前の居住地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。

障害者自立支援法附則第80条及び81条

平成18年5月1日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長名事務連絡

(問2-29) 夫婦の一方が認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等に入所した場合の実施責任

居宅において保護を受給していた夫婦のうち、一方が他管内の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に入所した。

この場合、入所した者に対する実施責任はどうか。

前述の間2-28（中段のなお書き以降）に示すとおり、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に入所した者に対する保護の実施責任は、経過措置の対象となる者を除き、グループホーム所在地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。

したがって、この事例のように、夫婦の一方が他管内のグループホームに入所した場合、居宅にいる者と入所した者と別々の実施機関が実施責任を負うこととなる。

なお、ケアハウスや福祉ホーム等、居宅基準による施設に入所した場合も同様の取り扱いとなる。

課長問答 第2の7 前述の間2-28 を参照のこと。

別冊問答集 問91、92

22
—
20

(問2-30) 警察署等から釈放された者の実施責任

- (1) 居住地のない単身者甲は、A区内で窃盗事件を起こし、管轄の警察署に逮捕されたが、軽微な犯罪であったため検察に送致されることなく釈放された。釈放時に保護を要する状態の場合、実施責任はどうか。
- (2) 居住地のない単身者乙は、A区内で傷害事件を起こし、管轄の警察署に逮捕された後、B区内の検察庁で取調中、異常行動がみられたので、検察庁は精神保健福祉法に基づき通報したところ、甲は同日、C区内の病院に医療保護入院することとなった。この場合、保護の実施責任はどうか。
- (3) 傷害事件を起こし逮捕された丙は未成年であったため、家庭裁判所に送られ、少年鑑別所に入所した。その後、審判により自立援助ホームに入所した場合には、保護の実施責任はどうか。

(1) 窃盗事件 (A区) →警察署 (A区) →釈放

刑務所又は少年院より釈放される時点において要保護状態にある者で、帰住地がないか、明らかでなく、刑務所又は少年院からその旨の連絡通報が刑務所又は少年院所在地の実施機関にあった場合には、当該刑務所又は少年院の所在地を現在地とみなすこととなっている。また、拘留の執行停止の場合や、拘置所を出所した場合も同様に取り扱うこととされている。

設問の場合も、これに準じた取扱いによって保護の実施責任を定めることとなり、警察署から要保護状態の旨の連絡通報が所在地の実施機関にあった場合は、警察署所在地のA区福祉事務所が保護の実施責任を負うこととなる。

(2) 傷害事件 (A区) →警察署 (A区) →検察庁へ身柄送致 (B区) →病院 (C区)

入院後、直ちに申請又は連絡があった場合は、局長通知第2-1-(1)ただし書きにより、発病地である検察庁所在地のB区福祉事務所が乙の現在地を所管するものとして、保護の実施責任を負う。

ただし、検察庁では被疑者を逮捕時の警察署に拘束したまま取り調べを行う場合があり、この場合には当該警察署を現在地として取り扱う。なお、管轄警察署の施設が使えないときは、他の警察署の施設に勾留することがあるが、この場合、勾留された警察署ではなく管轄警察署を現在地として認定する。

また、警察署で取り調べの後、そのまま釈放となり直ちに病院に搬送され、入院した場合(釈放時に要保護状態にある場合をいう。)で、入院後直ちに申請又は連絡があった場合についても同様に、発病地である当該管轄警察署を現在地と認定するものである。

(3) 傷害事件 (A区) →警察署 (A区) →家庭裁判所 (B区) →少年鑑別所 (C区)
→自立援助ホーム (D区)

22
—

※家庭裁判所に送致されると、同日中に少年鑑別所への入所が決定される。

少年鑑別所は、家庭裁判所が審判で処分を決定するために、少年の資質を調査することを目的とする機関であり、刑務所や少年院等の刑事施設とは性質が異なる。よって、保護の実施責任を定めるに当たり、刑務所や少年院による方法に準ずることはできず、本事例でいえば自立援助ホームに入所する場合の実施責任の取扱いにより定めることになる。

20

したがって、少年鑑別所を出所した後に自立援助ホームへ入所し、同時に保護を開始される場合には、局長通知第2-4を準用して、入所前の居住地又は現在地で定めることになる（運用事例集間2-26）。つまり、入所前の現在地である少年鑑別所所在地のC区福祉事務所が実施責任を負う。

234

(問2-31) 出所後まもなく保護を要する状態になった者の実施責任

刑務所等を釈放された者が保護を要する状態の場合、実施責任はどうなるか。

刑務所や少年院を釈放又は仮釈放された者で、帰住先がないか明らかでない場合は最初に相談を受けた福祉事務所が実施責任を負うこととなる。しかしながら、出所時に要保護状態であり、刑務所又は少年院から要保護状態である旨の連絡通報が刑務所又は少年院所在地の実施機関にあった場合には、刑務所又は少年院の所在地を現在地として実施責任を定めることとなる。

なお、地域生活定着支援センターによる調整を受けた場合は調整を受けた場合は、その帰住先となる自治体が実施責任を負う。この場合、住所地特例のある施設においても特例は適用されず、施設所在地を現在地として保護を実施することとなる。

なお、刑務所等から釈放され、又は保護観察に付されている者が更生保護会の宿泊所に入所している場合で、更生保護事業法による委託保護期間を過ぎても引き続き当該宿泊所に滞在し、安定した居住関係にある者が例外的に保護を要する状態となったときは、宿泊所を居住地とする。

局第2-12-(3)

別冊問答集 問2-42-2

(問2-32) 法第73条による都費負担対象ケース

法第73条による都費負担対象ケースの取扱いについて、示されたい。

1 対象ケース

(1) 居住地がないか、又は明らかでないため、現在地を管轄する保護の実施機関が現在地により保護を適用し、都が費用負担する者

- ① 路上生活者等であって、現に住居若しくは帰住地のない者
- ② 外国からの引揚者であって帰住地のない者
- ③ 各地を転々と異動しながら仕事に従事していて、安定した住居のない者
- ④ 寄宿舍を敷設しない派出看護婦会に所属し、転々と住込先を変更する派出看護婦であって居住地のない者
- ⑤ 刑務所又は少年院より釈放された場合であって帰住地がないため当該刑務所、少年院を現在地とする者、又は帰住地があっても帰住先が出身世帯でないため、帰住地を現在地として保護する者（局長通知第2-12-(3)）

- ⑥ 完全に住居を失った罹災者
- ⑦ 家屋明渡し等の強制執行処分等を受け、完全に居住地を失い行き先のない者
- ⑧ 解雇された住込み就労者で帰住地のない者
- ⑨ 飯場を転々とする者

ただし、同一飯場に3か月以上の期間住み込んでいる労働者であって、就労状態が安定しているものを除く。

⑩ 簡易宿所（旅館）居住者

ただし、3か月以上の期間引き続き居住した事実があり、かつ、将来における居住の期待性が明白に認められるものを除く。

なお、3か月以上同一簡易宿泊所に居住した事実があれば、通常、将来についても居住の安定性が期待されるものであり、当初、法第19条第1項第2号により保護を開始した世帯についても3か月以上経過した時点で本人の意思、家財道具の保管状況、生活設計等を調査することによって、更に将来における居住の期待性について判断すべきものである。

また、次の場合にも都費負担対象ケースとして取り扱う。

- ・老人ホーム入所待機者（入所判定委員会を既に経ており、概ね6か月以内にホーム入所が可能な者）
- ・更生施設等入所待機者（概ね3か月以内に入所が可能な者）
- ・転居のためにアパート等を探している者（概ね3か月以内に転居が可能な者）
- ・就職等が確定している者（概ね3か月以内に転居予定の者）
- ⑪ 売春防止法による婦人保護施設又は女性相談センターの行う一時保護の施設に入所している者で他に居住地のないもの。
- ⑫ 局長通知・第2-1の本文、同1-(1)及び(3)、同2（同1-(2)の場合を除く。）

の場合の入院・入所者

- ⑬ 局長通知・第2-3の場合の施設入所者で、現在地保護の対象となる者
- ⑭ 局長通知・第2-4の場合の施設入所者で、現在地保護の対象となる者
- ⑮ 局長通知・第2-5及び7の場合の入院・入所者又は保護施設通所事業利用者と、現在地保護の対象となる者。
- ⑯ 保護施設、養護老人ホーム、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム（措置）、障害者支援施設に入所している者又は共同生活援助、共同生活介護を行う住居に入居している者であって、法第19条第3項（法第84条の3により適用される者を含む。）の規定により入所前の現在地により保護が適用される者
 なお、入所と同時に居住地を失った者又は入所後に居住地を失った者については、入所前の居住地による居住地保護（区・市費負担）が適用されるものであることに留意する。
- ⑰ 局長通知第2-9の場合の障害者支援施設入所者・共同生活援助若しくは共同生活介護を行う住居の入居者で、現在地保護の対象となる者
- ⑱ 局長通知第2-10の場合の児童福祉施設入所者で、現在地保護の対象となる者
- ⑲ 継続的な住居の提供や継続的な生活保障以外の目的を持った施設（他法によると法外であるとを問わない。）の入所者で、他に居住地がないため現在地により保護が適用される者
- ⑳ その他前各号に準ずる状態にあると認められる者

(2) 居住地により保護するが、都が費用負担する者

- ① 宿所提供施設又は児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設に居住する被保護者

ただし、これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた者であって、当該施設に入所することを直接の契機として居住地を喪失したものを除く。

なお、宿所提供施設又は児童福祉法による母子生活支援施設利用中の者を保護施設に入所させた場合には、宿所提供施設又は母子生活支援施設の利用中に法第73条第2号による取扱いをしていた者であっても、法第73条第1号の対象者とはならない。

この場合、宿所提供施設又は母子生活支援施設は、法第19条第3項にいうその者の入所前の居住地として取り扱われ、一般の例により、居住地保護すべきものである。

(3) その他

- ① 社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設（以下「宿泊所」という）は公営、民営を問わず、1日契約で利用者が宿泊料を支払う簡易宿泊所（旅館）に類するものを除き、一般に居住地と認められるものであり、そこに居住している者から保護の申請があった場合には都費負担ケースとはならない。
- ② 路上生活者等（宿泊所入所後まもない者を含む）から相談・申請があった場合に、福祉事務所が保護の適用にあたって宿泊所を利用させる場合の具体的取扱いは以下による。
 ・路上生活者が宿泊所入所後まもなく保護の申請を行い、保護開始となった場合には、現在地保護とするが、その後3ヶ月間経過し、それ以降の居住の安定性が確認される

場合は、居住地保護に変更する。

・福祉事務所が保護の適用にあたって、路上生活者に宿泊所の利用を指示し、具体的な施設を指定したうえで入所させた場合は、期間を問わず都費負担となる。

③ 更生保護事業法による更生保護施設については、委託保護期間を満了し引き続き在所する者の居住関係が、一般の居住におけるものとほとんど変わらない程度に安定していれば居住地として保護するものであり、都が費用負担しないものである。

④ 水上生活者については、そのうち通常一定の泊地がある状態のものは、その泊地を居住地と認定し、居住地保護するため、都が費用負担しないものである。

これに対して、泊地がないか、又は明らかでない場合は、寄港地を所管する保護の実施機関により現在地保護されるため、都費負担対象となる。

⑤ 外国人に対する保護は、法による保護決定に準じて行うものであるが、その実施責任は外国人登録法により登録された居住地によることから、費用の負担について、法第73条第1項に準じた取扱いはあり得ないものである。

2 対象ケースの区分方法

都費負担対象ケースについて、これを他のケースと区分するため、保護決定調書等各帳票類に表示しておく。

3 経理事務処理

月の途中で費用負担区分を変更するケースについては、事務処理の簡便上、翌月から負担区分を変更する。

昭和40年7月13日付民保護発第644号民生局長通知

昭和42年12月25日付民保護発第1124号民生局長通知

平成15年3月25日付福生保第1402号生活福祉部長通知

平成18年9月29日付社援発第0929017号社会・援護局長通知